

守口市道路情報管理システム構築業務委託

特 記 仕 様 書

令和7年10月

守口市道路公園課

第1章 総則

第1条 （適用範囲）

本仕様書は、守口市（以下「委託者」という。）が発注する「守口市道路情報管理システム構築業務委託」（以下「本業務」という。）について適用し、受託者が執行しなければならない事項を定めたものである。

第2条 （目的）

本業務は、既存の道路情報管理システム及び窓口閲覧管理システムの動作保証期間の終了に伴い、新たにシステムを構築するとともに日々寄せられる様々な要望等の情報を蓄積・一元管理できるようにすることで業務効率化・高度化を行い守口市のDXに資することを目的とする。

第3条 （関係法令）

本業務は、本特記仕様書によるほか、次の法令および規程に従い、担当者の指示・監督のもとに履行するものとする。

- （１） 測量法（昭和24年法律第188号）
- （２） 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- （３） 道路法（昭和27年法律第180号）
- （４） 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- （５） 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
- （６） 地理空間情報の活用における個人情報の取り扱いに関するガイドライン（令和5年6月改定内閣官房）
- （７） 地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2024）
- （８） 守口市個人情報保護法施行条例（令和4年議案第31号）
- （９） 守口市財産規則
- （１０） 守口市契約規則
- （１１） 守口市情報セキュリティポリシー
- （１２） その他関係法令、通達

第4条 （提出書類）

本業務の実施に先立ち、契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- （１） 業務実施計画書及び業務工程表
- （２） 着手届
- （３） 管理技術者届（資格証）
- （４） 照査技術者届（資格証）
- （５） プライバシーマーク登録証明書（写し）
- （６） 情報セキュリティマネジメントシステム登録証明書（写し）

- (7) 品質マネジメントシステム登録証明書（写し）
- (8) ITサービスマネジメントシステム登録証明書（写し）
- (9) 環境マネジメントシステム登録証明書（写し）
- (10) その他必要なもの
- (11) その他委託者が示す書類

第5条 （管理技術者）

受託者は、管理技術者として、自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、「測量士」の資格を有する経験豊かな者を配置させるものとする。本業務の円滑な進捗を図るため、適切な人員配置を行い、地理情報システムに精通した者とする。

第6条 （照査技術者）

受託者は、照査技術者として、自社の正社員（3箇月以上の雇用契約がある者）とし、「空間情報総括監理技術者」の資格を有する経験豊かな者を配置させるものとする。本業務の第3者の視点から精度の保持を図るため、適切な人員配置を行い、地理情報システムに精通した者とする。

第7条 （秘密の保持）

受託者は、本業務を処理するうえにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

受託者は、本業務の成果品等を委託者の許可なく第三者に公表してはならない。

受託者は、情報セキュリティと個人情報保護等に関する公的資格であるプライバシーマーク（Pマーク）及び契約拠点において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得した者で、それに基づく適切な管理体制とセキュリティ体制を実施できる者でなければならない。

資格に関しては登録証を契約時に委託者へ提出し、了承を得なければならない。なお、書類の提出が出来ない場合は本業務の履行が出来ないものと判断する。

第8条 （品質管理及びITサービスの担保）

受託者は、本業務を履行する上で、品質管理の向上及びITサービスの内容やリスクを明確にし、サービスの継続的な管理、高い効率性、継続的改善を実現するために、品質マネジメントシステム（QSM）及びITサービスマネジメントシステム（ITSM）に準拠した体制を担保し、業務を遂行するものとする。なお、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠製品としてGISユニットの準拠登録した製品であること。

資格に関しては登録証を契約時に委託者へ提出し、了承を得なければならない。なお、書類の提出が出来ない場合は本業務の履行が出来ないものと判断する。

第9条（環境への配慮）

受託者は、本業務を履行する上で、環境負荷の低減等を講じる必要があるため、契約拠点において環境マネジメントシステム（ESM）に準拠した体制を担保し、業務を遂行するものとする。

資格に関しては登録証を契約時に委託者へ提出し、了承を得なければならない。なお、書類の提出が出来ない場合は本業務の履行が出来ないものと判断する。

第10条（納品検査）

受託者は決められた期日内に成果品を守口市道路公園課に納品し、担当者の検査を受けるものとする。

第11条（業務期間）

本業務の契約期間は契約締結日から令和11年3月31日までとする。

システムの構築期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

システムの運用期間は契約締結日から令和11年3月31日までとする。

第12条（支払いについて）

令和7年度については、システム構築期間となるので、支払いは発生しない。

令和8年度以降のシステム運用期間からの年払いとする。

第2章 業務概要

第13条（業務概要）

本業務概要は、以下のとおりとする。

- | | | |
|-----|--------------|----|
| （１） | 計画準備 | 1式 |
| （２） | 打合せ協議 | 1式 |
| （３） | 道路台帳管理システム更新 | 1式 |
| （４） | 窓口システム設定 | 1式 |
| （５） | 運用保守 | 1式 |

第14条（データの位置座標）

データの位置座標については、世界測地系を準拠するものとする。

第15条（貸与資料）

貸与資料は、下記の通り、下記に記載のないもので、必要なものは、発注者、受注者協議の上、貸与するものとする。

- （１） 航空写真データ（最新年度）
- （２） 地形図（レベル2500・レベル10000（DM））
- （３） 数値地形モデル
- （４） 道路台帳調書（PDF、紙）
- （５） 道路台帳データ（Shape）
- （６） 道路網図データ（Shape）
- （７） 橋梁位置（Shape）
- （８） 行政界（Shape）
- （９） その他、必要なもの

第3章 計画準備

第16条（業務計画）

受注者は、業務の実施に先立ち、業務実施方針及び作業工程等を検討して業務実施計画書を作成するとともに、業務に必要な資料を収集・整理するものとする。

第17条（打合せ協議）

本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者及び受注者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容について受注者はその都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認しなければならない。

打合せについては、3回（初回、中間、成果品納入時）を想定しているが、その他発注者と受注者それぞれの提起により、協議の必要が生じた場合においては随時実施するものとする。

第4章 道路情報管理システム

第18条（道路情報管理システム環境設定）

受注者は、受注者作業場所において現行システムより移行作業を実施し、新しくシステム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。

なお、詳細については発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

(1) レイヤ設定

図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等

(2) ユーザグループ・閲覧および編集設定

管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等

(3) 図形レイヤ・属性テーブル権限設定

表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等

(4) データベース設定

検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等

運用時に、統合型GISで職員が作成したデータを公開型GISに反映させるときも同様にシステム管理者が前項目について、検証ができるようにするものとする。

第19条（道路情報管理システム導入）

本市では、統合型GIS（LGWAN-ASP）を使用しており、当該システムに道路情報管理機能（道路台帳データ）を追加で搭載することとする。また、統合型GIS（LGWAN-ASP）は本庁庁内LANを利用した職員の自席端末により利用している。なお、すでに統合型GIS（LGWAN-ASP）に搭載している現行の道路占用システムと共通のデータベース上に構築するものとし、道路占用システムと共通のデータベース上に構築し、道路占用情報の閲覧ができるものとする。

そのため、道路台帳データを搭載にあたっては、データを変換・検証作業を実施し現行の道路台帳作成業者と搭載データについて稼働時に問題が生じないよう十分調整するものとする。なお、運用中の道路占用システムと共通のデータベース上に構築し、道路占用情報も閲覧できるものとする。

機能に関しては、別紙「システム機能一覧」の機能要件を満たすものとする。

第20条（要望機能追加）

本システムに要望管理機能を追加構築するにあたり、管理項目及び帳票確認等、必要となる要件定義及び機能要件設計を行うものとする。なお、運用中の道路占用システムと共通のデータベース上に構築し、道路占用情報も閲覧できるものとする。

本業務で必要となる機能要件は以下の通りとする。

No	機能	内容
1	要望検索	受付番号、連絡者住所・氏名、対応状況等の条件を専用ウインドウで設定し、要望情報を検索する機能。
2	要望登録	要望情報を登録・更新・削除し、管理する機能。
3	帳票出力機能	登録した要望情報を帳票として出力する機能。

構築するシステムの利用ライセンスは同時接続1ライセンスとする。受託者は、本業務で構築されたシステムが正常稼働するよう検証を行い、発注者に稼働検証結果を報告すること。受託者は、システム本稼働前に、システムの仮稼働を行い、表示時間、表示内容、システム機能について確認し、発注者の仕様を満たすよう各種調整を実施すること。なお、確認項目の詳細は発注者と協議し、決定するものとする。

第21条（橋梁データ整理・搭載）

発注者が提供する橋梁データを「道路情報管理システム」に搭載するものとする。提供するCADデータを原典資料とし、位置データの入力を行う。関連ファイルについては、橋梁点検結果や長寿命化の資料を関連付けるとし、補修履歴を管理できるように属性項目を設ける。

第22条（照明灯データ整理・搭載）

発注者が提供する照明灯データを「道路情報管理システム」に搭載するものとする。提供データの形式は位置・属性データとしてSHP形式、関連ファイルとしてExcel形式のデータを提供するものとする。

第23条（反射鏡データ整理・搭載）

発注者が住宅地図の冊子にて管理している反射鏡の位置情報を原典資料とし、位置データの入力を行うものとする。属性データについては、別途提供する道路反射鏡点検報告書のマスターリストよりデータベース化を行うものとする。関連ファイルについては、提供する台帳PDF（1ファイル20施設）を1施設毎に分割し、施設番号を付与しリネームを行うものとする。

作成した図形・属性データおよび関連ファイルを「道路情報管理システム」に搭載するものとする。

第24条（橋梁、道路付属物、照明灯、反射鏡管理機能追加）

前条で搭載した橋梁、照明灯、反射鏡等データにおいて、本システムで管理が行えるよう機

能追加を行うものとする。なお、運用中の道路占用システムと共通のデータベース上に構築し、道路占用情報も閲覧できるものとする。

本業務で必要となる機能要件は以下の通りとする。

No	機能	内容
1	検索	受付番号、連絡者住所・氏名、対応状況等の条件を専用ウインドウで設定し、検索する機能。
2	登録	情報を登録・更新・削除し、管理する機能。
3	帳票出力機能	登録した情報を帳票として出力する機能。

構築するシステムの利用ライセンスは同時接続1ライセンスとする。受託者は、本業務で構築されたシステムが正常稼働するよう検証を行い、発注者に稼働検証結果を報告すること。受託者は、システム本稼働前に、システムの仮稼働を行い、表示時間、表示内容、システム機能について確認し、発注者の仕様を満たすよう各種調整を実施すること。なお、確認項目の詳細は発注者と協議し、決定するものとする。

第25条（境界明示資料・データ整理）

発注者が提供する明示管理台帳（Excel）をマスターとし、発注者が提供する図形、属性、関連ファイルのマッチングを行う。マスターリストに対し、それぞれのデータの有無を確認し一覧表を作成する。発注者が確認作業を行えるよう整理し、次年度以降に、不一致・不明解明処理、データ整理を実施後に「道路情報管理システム」へ搭載し、最終的には本市が運用する公開型GIS「地図情報もりぐち」への公開処理ができるよう、事前整理として実施するものとする。

第26条（窓口用システム設定）

統合型システムへ道路機能を追加し道路公園課に設置するため、窓口用のレイヤを設定し、窓口用システムとして運用できるよう設定を行うものとする。構築する窓口システムの利用ライセンスは同時接続1ライセンスとする。

なお、窓口用端末1台を受注者が調達するものとし、調達仕様については「発注者」「受注者」協議の上決定するものとする。

第27条（システム操作マニュアルの作成）

本システムを誰もが効率よく使用できるよう操作マニュアルを作成するものとする。

第28条（システム操作研修）

本システムを誰もが効率よく使用できるよう操作研修を行うこと。なお、研修はシステムの管理者向けと使用者向けに分けて行うものとする。

第29条（運用保守）

下記の内容を想定している。

項目		内容	備考
問合せ対応	オペレーションやシステム運用に関する問合せ受付・回答	電話（8:30～18:00）またはメール（随時）による受付を行い、専用窓口をたて専用オペレーターを置き、市と同様の環境のシステムを立ち上げ、内容を確認し、オペレーターが電話・FAX・メール・来所等により回答を行う。	一次回答：平日3営業日以内 ※受付時間が15:00以降の場合、受付日の翌営業日から換算するものとする。
	受付	電話（8:30～18:00）またはメール（随時）による受付を行う。	—
障害対応	障害の原因究明、解決方法、対応スケジュールの提示	受付から翌営業日以内に、電話・FAX・メール・来所等により回答を行う。	以下の場合は、保守対象外の扱いとする。 ・発注者の過失に起因する障害。 ・契約製品以外の製品、若しくは事象に起因する障害。
	障害の除去	報告した対応スケジュールにもとづき障害を除去する。	障害については、原因の切り分けを行い、障害の除去に向けて対応する。
	障害対応の報告	障害対応のレポートを提出する。	作業完了後、作業報告書を提示するものとする。
	システムログ数報告	ログを取り、発注者に報告を行う。	—

第30条（データ定義書等作成）

システムに搭載するデータのデータ定義書を作成し、更新を行うこととする。データの元資料、年度等の諸元についても一覧表にまとめるものとする。

システムの権限についても、システム管理者、データ更新、閲覧権限を設定し、その内容を一覧表で提出するものとする。

第5章 成果品

第31条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

（１）システムは、使用権等の契約書を提出するものとする。

番号	内容	システム	備考
1	道路情報管理システム	1ライセンス	3年間の保守 運用含む
2	窓口用システムライセンス	1ライセンス	3年間の保守 運用含む

（２）作成したデータ及び報告書は、各HDDにて収納し、紙媒体は、別途ファイルにて提出するものとする。

番号	内容	電子 データ	紙媒体	備考
1	業務報告書	2部	2部	正副
2	システム操作マニュアル	2部	2部	
3	打合せ協議簿	2部	2部	
4	保守報告書（ログ報告含む）	2部	2部	
5	その他発注者が必要とする資料	2部	2部	